

提案基準 2 9 「観光ゾーン等に位置づけられた区域内の宿泊施設」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
-----------------------------------	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 2 9 (P103・P104)

1 要件 5 (1) について

- (1) 「その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図るため、知事が特に必要と認める区域」とは、次の地域、地区等をいう。
- ア 国定公園及び県立自然公園の普通地域
 - イ 歴史的風土保存区域
 - ウ 近郊緑地保全区域
- (2) 「原則として次の地域、地区等を含まないこと。」とは、当該地域、地区等のうち、次のものは申請地に含まないこと。なお、それ以外のものについては、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについては、この限りでない。
- ア 国定公園及び県立自然公園の特別地域
 - イ 歴史的風土特別保存地区
 - ウ その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図るため、知事が特に必要と認める区域

2 要件 7 (2) について

「延べ面積は、原則として 2 0 0 0 平方メートル以下であること」について、次のすべてに該当し、やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。

- (1) 県が誘致又は積極的に立地を推進する宿泊施設であることが、県産業雇用担当部局の意見書により確認できること
- (2) 宿泊施設の計画内容が良好なものであって、やむを得ないと認められること
- (3) 市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺の状況等に照らし支障がないことが、市町村長の意見書により確認できること

提案基準 1 4 「インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
提案基準 2 5 「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」	
提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」	
提案基準 2 9 「観光ゾーン等に位置づけられた区域内の宿泊施設」	
提案基準 3 1 「工業地域等の周辺における工場建設」及び 提案基準 3 2 「研究施設」における道路要件の運用	

- ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 4 (P76～P78)
 提案基準 2 5 (P96・P97)
 提案基準 2 6 (P98・P99)
 提案基準 2 9 (P103・P104)
 提案基準 3 1 (P107・P108)
 提案基準 3 2 (P109・P110)

1 提案基準 1 4、2 5、2 6、2 9、3 1、3 2 における道路要件について

「〇〇施設の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員（原則として 6 m 以上の幅員）の道路に接し、かつ、当該道路が申請地から幹線道路に至るまでの区間において確保されていること」の運用については、次のいずれかに該当する場合は、6 m 未満の幅員の道路であっても適用することができることとする。ただし、流通業務施設の場合は大型車両が頻繁に出入りすることが想定されることに鑑み、当該運用は適用しないこととする。また、「開発許可制度等に関する審査基準集（技術基準編）」の道路に関する技術基準にも適合させる必要があるので留意すること。

- (1) 敷地面積（開発面積）が 1 0 0 0 m² 未満のもので、4 m 以上の道路幅員を有し、かつ、主な通行車両が普通自動車（※）であると認められるもの
- (2) 敷地面積（開発面積）が 1 0 0 0 m² 以上のもので、次のいずれかに該当し、かつ、主な通行車両が普通自動車であると認められるもの
 - ア 幹線道路に至るまでの区間のうち、4 m 以上 6 m 未満の道路幅員を有する区間の合計が概ね 3 0 0 m 以下であり、かつ、それ以外の箇所において 6 m 以上の道路幅員を有するもの
 - イ 幹線道路に至るまでの区間のうち、概ね 8 割以上が 6 m 以上の道路幅員を有し、かつ、それ以外の箇所において 4 m 以上の道路幅員を有するもの
 - ウ 幹線道路に至るまでの区間のうち、過半が 6 m 以上の道路幅員を有し、かつ、それ以外の箇所において 5 m 以上の道路幅員を有するもの
 - エ その他、上記と同等と認められるもの
- (3) 地域振興産業のうち、地域において歴史と伝統に培われてきた伝統型産業又は地域特有産業であって、当該伝統型産業又は地域特有産業の操業形態から当該計画地周辺の道路状況で支障ない旨の市町村長の意見書があり、かつ、主な通行車両が普通自動車であると認められるもの（最小道路幅員が 4 m 以上であるものに限る）

※ 普通自動車とは、車両総重量が 8 トン未満、最大積載量が 5 トン未満、乗車定員が 10 人以下のものをいう。（道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）による改正前の道路交通法第 3 条に規定する普通自動車）